

## 短期被保険者証、資格者証明書の発行状況

### 1. 短期被保険者証

- (1)被保険者証の有効期間が、通常(1年)より短いもの。宮代町は6ヶ月  
 (2)短期被保険者証の交付を窓口で行うことにより、納税相談の機会の確保を目的とする。

#### (3)交付要件

前年度以前の国民健康保険税の滞納額が30万円以上でかつ 次の4つの条件のいずれかに該当する場合に交付

- ①督促及び催告を発しても一向に納付しないとき
- ②納付誓約を交わしても正しく履行しないとき
- ③前3つに掲げるもののほか滞納金額の減少に努めないとき

#### (4)交付数

交付時期	交付件数	窓口来庁件数
H30. 4	73	35
H30. 10	64	33
R 元. 10	51	現在実施中

### 2. 資格者証明書

- (1)被保険者証に代わり交付されるもので、被保険者資格を有することを証明するもの。  
 (2)この証明書で医療を受ける場合は、医療費の全額を一旦自己負担することになる。この場合、支払った医療費は後日申請することで、本来の自己負担分を除いた額の払い戻しを受けられる。

#### (3)交付要件

短期被保険者証が交付されている者(過去も含む)でかつ 次の2つの条件に該当する場合に交付(有効期間1年)

- ①国保税の納期限の日から1年が経過する日までに国保税の納付がなく、且つ6ヶ月以上納税相談が無いとき
- ②前年度において医療機関等で被保険者証を使用し、保険給付を受けた場合

#### (4)交付数

交付時期 H30. 10 交付件数 2